

多賀城市消費生活 かわら版

第17号

5月は消費者月間です
ともに築こう 豊かな消費社会
誰一人取り残さない 2019

消費生活相談を 受け付けています

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)では、消費生活相談員が、悪質商法や契約・取引のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やあっせんを行っています。

消費者トラブルは、年々複雑多様化しています。一人で解決するのは簡単ではなく、問題がさらに複雑になってしまふことがあります。消費者トラブルに巻き込まれたと思ったら、すぐにご相談ください。相談は無料で、面談と電話で対応しています。相談内容によっては、より専門的な機関

等をご案内する場合もあります。



消費生活相談状況

平成30年度に市民相談室で受け付けた消費生活相談件数は349件で、平成29年度の件数265件より84件上回りました。相談件数の多かった事例をご紹介します。

* 架空請求・不当請求 95件

平成30年度は4月に29件、5月に21件の相談がありました。内容としては、公的機関を装ったはがきの

架空請求が多く、他にも大手企業を騙ったメールの架空請求などがありました。



* 通信販売 50件

一度限りのお試しのつもりで申し込んだが、翌月も商品が届き、定期購入となっていたことがわかった。注文時にインターネットで見た商品の写真と、実際に届いた商品が異なっていた。解約の連絡をしたくとも電話が繋がらない、などの相談がありました。



* 多重債務 39件

多重債務に陥ってしまった場合の解決の仕方について

て、相談者の状況に応じて提案し、専門機関などの紹介も行いました。



* その他

不動産トラブルや電話勧誘販売、訪問販売などの相談が寄せられました。不動産トラブルでは、退去時に納得のできない修繕費を請求された。電話勧誘と訪問販売では、勧誘時にメリツトのみを聞いて契約したところ、思っていた内容と異なっていた、などの相談がありました。

消費生活 出前講座

青少年への金銭教育から高齢者に対する悪質商法の注意喚起まで、消費生活に関する出前講座を開催しています。地域の会議やイベントなど、短時間でもお受けしています。受講希望の方(団体)は、下記連絡先までお申込みください。費用は無料です。



市木・さざんか

多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。
お気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターを
ご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時
電話：022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。



市花・あやめ